

福島市功労表彰条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

福島市長

木 幡 浩

福島市規則第 9 号

福島市功労表彰条例施行規則の一部を改正する規則

福島市功労表彰条例施行規則（昭和52年規則第13号）の一部を次のように改正する。

第3条第5号に次のただし書を加える。

ただし、市長に事故があるとき、又は市長が欠けたときは、あらかじめ市長の指定する者がその職務を代理する。

別記章の項功労章の欄中「径4.7糎」を「径4.7センチメートル」に、「銀台」を「真鍮製（銀いぶし仕上げ）」に、「芯金地」を「芯金メッキ」に改め、同項特別功労章の欄中「径4.7糎」を「径4.7センチメートル」に、「金台」を「純銀製（金メッキ仕上げ）」に、「芯金地」を「芯金メッキ」に改め、同表綬の項中「幅3.8糎」を「幅3.8センチメートル」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。